

大阪府国民健康保険運営方針 別に定める基準の改訂について

1. 被保険者証(通常証)の様式について、規定整備(令和3年4月1日付改定)

国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)の一部改正に伴う様式の改正

(1)「(枝番)」を追記

改定理由: 令和元年10月28日に公布された「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」(令和元年厚生労働省令第65号)により、被保険者証等の様式について、枝番(個人を識別する2桁の番号)の記載欄を設ける等の改正が行われたことから、様式に枝番を追記する。

施行日: 令和2年10月1日

(医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)附則第1条4号に掲げる規定の期日)

(2)裏面の記載内容の一部を削除

改定理由: 電子資格確認の運用開始に伴い、保険医療機関等において療養の給付等を受ける際の被保険者資格等の確認については、個人番号カードによる電子資格確認が可能となり、必ずしも被保険者証等の提出を要しないこととなるため、「注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡してください。」の記載内容を削除する。

施行日: 令和3年1月29日

(「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」(令和3年1月29日付け保発0129第13号))

2. 規定整備

(1)一部負担金の減免に係る対象期間の元号表記を改定(令和3年4月1日付改定)

改定理由: 元号改定に伴い、令和元年度以降の「平成」を「令和」に表記を改正する。

(2)被保険者証(通常証)の規定整備(令和3年4月1日付改定)

改定理由: 国民健康保険法施行規則に合わせて、「保健医療機関」を「保険医療機関等」に改定する。